



司法取引 変わる捜査

他人の犯罪解明に協力する見返りに、自分の刑事処分を軽くしてもらおう司法取引を導入する改正刑事訴訟法が1日、施行された。対象犯罪は薬物・銃器関連、贈収賄などで、捜査手法が大きく変わる。組織犯罪捜査への効果が期待される一方、虚偽の供述で冤罪を生む危険性も懸念される。対象には経済活動関連の法律も多く、企業は対応を迫られそうだ。

冤罪懸念残しきょう導入

司法取引の概要と対象犯罪



主な対象犯罪	
贈収賄、詐欺など	
薬物・銃器犯罪など	
政令で定める財政経済犯罪 〔独占禁止法違反、金融商品取引法違反、破産法違反、特許法違反、商標法違反、著作権法違反など〕	

改正刑事法によると、逮捕された容疑者や起訴された被告が、共犯者らの犯罪を解明するため、供述や証拠提出などの協力をすれば、検察官は①起訴の見送り②起訴の取り消し③より軽い罪での起訴④より軽い求刑などができる。欧米各国では、自分の罪を認めて自分の処分を軽く

してもらおう司法取引も広く採用されているが、日本では除外された。対象犯罪は、改正法で定める薬物・銃器関連、贈収賄などで、政令で独占禁止法違反や金融商品取引法違反など、企業の活動に関わる犯罪も広く加えた。被害者感情を考慮し、殺人や強盗などは対象にしない。取引には弁護人の同意が必要で、協議の全過程に弁護人が立ち会う。合意後に容疑者・被告と弁護人、検察官の3者が署名した書面を作成する。

△解説▽捜査当局の新たな武器となる司法取引は、証拠や供述を得にくい犯罪の解明に威力を発揮することが期待される。欧米では既に浸透しているが、日本の刑事司法にとっては大きな転換点だ。冤罪を生み出す懸念はなお残っており、慎重な運用が求められる。冤罪を防ぐため、政府は捜査

慎重な運用必要

協力者の弁護人に司法取引の協議への関与を求め、合意が必要だと定めたほか、虚偽の供述への罰則も設けた。一方で、協議は密室の中で行われる。その内容をどの程度書面化するかは、検察官の裁量に委ねられており、検証が難しいとの指摘がある。司法取引が適正に運用されるかどうかは、全過程に立ち会う協力者の弁護人の役割が大きい。が、何よりも重要なのは捜査当局が高い意識を持つことだ。冤罪防止は言うまでもなく、事件摘発に重きを置きすぎて罪を過大に軽減するなど、バランスを欠く取引は避けなければならない。国民の支持を得られる運用が必要だろう。

2018年6月1日朝刊社会面（記事は再編集しています）

- ①司法取引とはどのような仕組みか、記事から読み取ってまとめてみましょう。
- ②この制度の良い点と問題点を挙げたうえで、制度に対する自分の考えを理由とともにまとめてみましょう。
「良い点」
「問題点」
「自分の考え」